

農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン

平成17年4月1日16経営第8870号農林水産省経営局長通知
改正平成18年3月30日17経営第6936号
平成18年5月1日18経営第528号
平成18年5月1日18経営第528号
平成19年3月30日18経営第7830号
平成20年4月1日19経営第7574号
平成20年4月16日20経営第39号
平成20年5月7日20経営第608号
平成20年10月1日20経営第3734号
平成20年10月16日20経営第4073号
平成20年10月21日20経営第4266号
平成20年12月1日20経営第4930号
平成21年4月20日21経営第186号
平成21年5月29日21経営第994号
平成22年4月1日21経営第6885号
平成23年4月1日22経営第7268号
平成23年5月2日23経営第248号
平成23年11月21日23経営第2222号
平成24年4月6日23経営第3562号
平成24年5月11日24経営第367号
平成24年5月22日24経営第498号
平成24年8月13日24経営第1574号
平成25年4月1日24経営第3672号
平成25年8月26日25経営第1651号
平成25年10月15日25経営第2004号
平成26年2月27日25経営第3421号
平成26年4月1日25経営第3637号
平成27年4月1日26経営第3307号
平成28年4月1日27経営第2660号
平成28年4月1日27経営第3214号
平成29年3月31日28経営第3061号
平成30年3月30日29経営第3417号
平成31年3月29日30経営第3001号
令和2年3月30日元経営第3174号
令和3年3月29日2経営第3116号
令和4年3月31日3経営第3166号
令和5年3月31日4経営第3164号
令和6年3月29日5経営第3171号
令和7年3月31日6経営第3251号
令和8年3月31日7経営第3034号
令和8年9月28日8経営第1411号

目次

第1 趣旨

第2 近代化資金の貸付条件について

I 農業経営高度化資金

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

II 一般資金

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

III 共同利用事業向け資金

- 1 貸付対象者
- 2 融資機関
- 3 資金使途
- 4 貸付限度額
- 5 償還期限及び据置期間
- 6 貸付利率
- 7 融資率

第3 利子補給の措置等について

- 1 利子補給契約の締結
- 2 利子補給率
- 3 国の行う利子補給
- 4 その他

第4 留意事項

- 1 借入手続について
- 2 貸付けに関する手続のタイミング
- 3 補助金との関係
- 4 納付金

- 5 クイック融資
- 6 地方税法の特例
- 7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第5 モニタリングの実施について

附 則

- 別紙1 ○○県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例
- 別紙2 利子補給契約書例
- 別紙3 農業近代化資金利子補給承認申請書様式例

第1 趣旨

本ガイドラインは、都道府県が利子補給措置を講ずる農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）について、都道府県の責任において、かつ自主的な判断の下での近代化資金制度の適正かつ円滑な運営を図るために、また、効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営への施策の集中を図る観点から、国が貸付条件等制度の運営に関する基準を明らかにするものである。

国は、都道府県が本ガイドラインを活かした運営を行うことを通じて、地域農業の担い手となる農業者の経営改善を図り、ひいては食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）の目指す効率的かつ安定的な農業経営が農生産の相当部分を担う農業構造の確立を目的とするものである。

第2 近代化資金の貸付条件について

地域農業の担い手となる農業者の自主性と創意工夫を活かした経営改善が着実に行われることを目指して、近代化資金の貸付条件は以下を基準とする。

I 農業経営高度化資金

1 貸付対象者

農業経営高度化資金（以下「高度化資金」という。）の貸付対象者は、農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であって次に掲げるもの（以下「地域計画農業者等」という。）とする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた者（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故の影響により、避難区域や作付制限区域等が設定された福島県の田村市、南相馬市、伊達郡川俣町、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡川内村、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同郡葛尾村及び相馬郡飯舘村並びに令和6年能登半島地震の被災市町（石川県の七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び同郡能登町に限る。）にあっては、実質化された人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）2の（1）の実質化された人・農地プランをいう。）に位置付けられた中心経営体を含む。）
- (2) 1年以内に目標地図に位置付けられることが確実な者として市区町村から証明を受けた者
- (3) 次に掲げる要件の全てを満たす農業者（農業の生産工程の一部又は全部を請け負う事業を行う者（以下「農業サービス事業体」という。）であって、次のアからウまで及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）
 - ア 次のいずれかの事由により、目標地図に位置付けられないことに合理的な理由があること。
 - (ア) 耕種農業以外の農業を営んでいること。
 - (イ) 農地（農地法（昭和27年法律第229号）第43条第1項の規定により農作物の栽

培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。)を利用せずに耕種農業を営んでいること。

(ウ) その他(ア)又は(イ)に相当する事由があること。

イ 農業所得が総所得の過半(法人にあつては、当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上(法人にあつては1,000万円以上)であること。

ウ 主として農業経営に従事すると認められる青壮年の家族農業従事者(法人にあつては、常時従事者(農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。))である構成員)がいること。

エ 個人の農業者であつて、60歳以上であるときは、その後継者が現に主として農業に従事(農業大学校に就学している場合等を含む。)しており、かつ、将来においても主として農業に従事すると見込まれること。

オ 簿記記帳を行っていること(簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。))。

2 融資機関

高度化資金の融資機関は、次のとおりとする。

- (1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号の事業を行う農業協同組合
- (2) 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合連合会
- (3) 農業協同組合法第10条第1項第10号の事業を行う農業協同組合連合会
- (4) 農林中央金庫
- (5) 銀行
- (6) 株式会社商工組合中央金庫
- (7) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (8) 信用協同組合並びに中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の9第1項第1号及び第2号の事業を併せ行う協同組合連合会

3 資金使途

高度化資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 畜舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金(農地(農地法第43条第1項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含まない。以下同じ。))又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。以下「建構築物等取得等資金」という。)
- (2) 果樹その他の永年性植物の植栽又は育成に要する資金(以下「果樹等植栽育成資金」という。)
- (3) 乳牛その他の家畜の購入又は育成に要する資金(以下「家畜購入育成資金」という。)

- (4) 事業費 2 億円を超えない規模の農地又は牧野の改良、造成又は復旧に要する資金（以下「小土地改良資金」という。）
- (5) 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要する次の資金（以下「長期運転資金」という。）
 - ア 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土地を含む。以下同じ。）について農産物の生産の用に供するための賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的とする権利を取得する場合において、権利金を支払い、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - イ 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図るのに必要な施設について賃借権を取得する場合において、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時に支払うのに必要な資金
 - ウ 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための研修を受けるのに必要な資金
 - エ 品種の転換を行うのに必要な資金
 - オ 農産物の需要を開拓するための新たな農産加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金
 - カ 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金
 - キ 地域計画農業者等（次の(ア)又は(イ)に掲げるものに限る。）が農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(ア)の認定を受けた法人に参加するため若しくは農業者が構成員として地域計画農業者等であって次の(イ)に掲げるものに参加する（(イ)に掲げるものが法人化するときに限る。）ために必要な資金
 - (ア) 農業経営基盤強化促進法第 12 条第 1 項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）第 2 条の 5 に規定する経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する果樹園経営計画を含む。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限る。以下「認定農業者」という。）
 - (イ) 農業者が主たる構成員となっている法人格を有しない農業を営む任意団体であって、次の要件の全てを満たすもの（以下「集落営農組織」という。）
 - ① 代表者、代表権の範囲その他 a. に掲げる事項について b. に掲げる基準に従った規約を有していること。
 - a. 事項
 - ㊦ 団体の目的
 - ㊧ 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
 - ㊨ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
 - ㊩ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

b. 基準

- ㉞ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ㉟ 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
- ㊱ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ㊲ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ㊳ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

② 一元的に経理を行っていること。

③ 原則として5年以内に農地所有適格法人に組織変更する旨の目標を有していること。

④ 農用地の利用の集積の目標を定めていること。

⑤ 主たる従事者が目標農業所得額を定めていること。

ただし、水田作及び畑作に係る農業経営以外の場合には、法人に組織変更する旨の目標を有していることとし、農用地の利用の集積の目標を定めていることを要しないものとする。

ク 農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金。ただし、償還が困難となっている者の負債を除き、当該負債の債権者たる融資機関の同意が得られたものに限る（以下「前向借換資金」という。）。

ケ アからクまでに掲げるもののほか、農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる資金（以下「大臣特認資金」という。）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村給排水施設取得等資金」という。）

この給排水施設とは、共同利用の水道施設又は下水道施設に接続する給排水施設、生活雑排水等による農業用水の水質汚濁が農業生産に影響を及ぼしているか又はそのおそれがあると都道府県知事が認めた地域内において設置する浄化槽及びこれらと一体的な排水管等の屋外施設及びこれと同時一体的に整備される屋内施設（屋内排水管及びこれと直接接続するものに限る。）であるものとする。

なお、給排水施設に係る利子補給承認に当たっては、農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮する必要がある。

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる要件に該当する場合に行う農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（以下「特定農家住宅資金」という。）

(ア) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により指定された農業振興地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条の過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村の地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条第1項の沖縄振興計画の対象地域内の

農業者が次のいずれかの要件に該当すること。

- ① 農業生産に伴って生ずる公害の防止のために移転するとき又は土地改良法（昭和24年法律第195号）に規定する事業の実施に伴い移転すること。
 - ② その意欲と能力からみて、今後食料・農業・農村基本法において育成することとされている効率的かつ安定的な農業経営に発展し得る者として都道府県知事が認めた者が、新たに主たる事業として農業経営を営むためにその住宅を改良、造成又は取得すること。
 - ③ 自立経営を志向する農業後継者が婚姻のため又は特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合に新たにその住宅を取得又は造成（独自の居室を作るための改良を含む。）すること。
 - ④ 自立経営を志向する者が特別の理由がある場合として都道府県知事が特に必要と認めた場合にその住宅の改良（台所、食事場、浴室、洗面所、便所、し尿浄化装置及び自家用給排水施設であって、都道府県知事が特に普及を図る必要があると認めるものの改良に限る。）をすること。
- (イ) (ア)の対象地域内において認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。以下同じ。）が、新たに主たる事業として農業経営を営むために行う場合
- ウ 水田を利用した水産動物の養殖施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「水田養殖施設取得等資金」という。）
- この水田を利用した水産動物の養殖施設とは、ふ化室、養魚池、餌料倉庫等内水面養殖事業に必要な施設とする。養魚池の造成に必要な資金の貸付けにあつては、当該養魚池の面積のうち、水田から転換される部分が全体の面積のおおむね3分の2以上を占めている必要がある。
- エ 農業経営の改善のためにする農地又は採草放牧地の取得（その取得に当たつて、その土地の農業上の利用を増進するため防風林、道路、水路、ため池その他の施設として利用する必要がある土地を併せて取得する場合におけるその土地の取得を含む。）に必要な資金（以下「農地等取得資金」という。）

4 貸付限度額

高度化資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) 次に掲げる地域計画農業者等に対する貸付けにあつては、7億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）
- ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
 - イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事がその者の農業経営の規模等を勘案し特に必要と認めて承認したもの
 - ウ 集落営農組織
 - エ 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、1の(1)から(3)までに掲げる者が全構成員の過半を占めるものであつて、かつ、3の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従つた規約を有しているもの

(2) (1)以外の者に対する貸付けにあつては、2億円

5 償還期限及び据置期間

高度化資金の償還期限（据置期間を含む。以下同じ。）は20年、据置期間は7年の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第111条の規定に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第132号）第3条第1項に規定する者であつて、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害の影響を受けている者（以下「東日本被災農業者」という。）にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限り。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

高度化資金の貸付利率は、平成14年6月21日農林水産省告示第1182号（農業近代化資金融通法第2条第3項第4号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）によるものとする。

7 融資率

高度化資金の融資率は、100分の100以内とする。ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得に要する経費の額の100分の80以内とする。

II 一般資金

1 貸付対象者

一般資金の貸付対象者は、農業を営む者であつて次に掲げるもの（地域計画農業者等を除く。）とする。

(1) 次に掲げる農業者（以下「認定農業者等」という。）

ア 認定農業者

イ 前記アの認定を受けた法人の構成員又は構成員になろうとする者（当該法人への出資金等を借り入れる場合に限り。）

(2) 認定新規就農者

(3) Iの1の(3)のイからオまでに掲げる要件の全てを満たす農業者（農業サービス事業体であつて、Iの1の(3)のイ、ウ及びオに掲げる要件を満たす者を含む。）

(4) 原則として5年以内に、認定農業者となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後決算を2期終えていないものに限る。以下「農業参入法人」という。）

- (5) 地域計画農業者等並びに(1)のア、(2)及び(3)に掲げる者の経営(家族農業経営に限る。)の経営主以外の農業者(家族経営協定を締結しており、その中において①経営のうちの一部の部門について主宰権があり、かつ、②その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があることが明確になっていることを満たす農業者に限る。)
- (6) 集落営農組織等(次に掲げる者をいう。以下同じ。)
- ア 集落営農組織
- イ 集落営農組織が法人化するときその構成員になろうとする者(当該者が当該集落営農組織の法人化に必要な出資金等を借り入れる場合に限る。)
- (7) 集落営農組織以外の法人格を有しない農業を営む任意団体のうち、地域計画農業者等並びに(1)のア及び(2)から(5)までの者が全構成員の過半を占めるものであって、Ⅰの3の(5)のキの(イ)の①のa.に掲げる事項及びb.に掲げる基準に従った規約を有しているもの

2 融資機関

一般資金の融資機関は、Ⅰの2に掲げるとおりとする。

3 資金使途

一般資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 建構築物等取得等資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、復旧に必要な資金を除く。)
- (2) 果樹等植栽育成資金(認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。)
- (3) 家畜購入育成資金
- (4) 小土地改良資金(事業費1,800万円を超えない規模に限り、認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては復旧に必要な資金を除く。)
- (5) 長期運転資金(Ⅰの3の(5)のイに掲げる資金の認定農業者等及び集落営農組織等以外の者に対する貸付けにあつては、農機具及び運搬用機具の賃借権の取得に係る資金に限り、農業経営を法人化するため又は農業者が構成員として法人に参加するために必要な資金(Ⅰの3の(5)のキに掲げるものを除く。以下「法人化等資金」という。)を含み、前向借換資金を除く。また、貸付対象者はⅠの3の(5)のウからオまでに掲げる資金及び法人化等資金については認定農業者等及び集落営農組織等に、カに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体及び集落営農組織等に、ケに掲げる資金については認定農業者等、農業サービス事業体、農業参入法人及び集落営農組織等に限る。)
- (6) 大臣特認資金(農地等取得資金を除く。)

4 貸付限度額

一般資金の貸付限度額は、次のとおりとする。

- (1) Ⅰの(1)から(7)までに掲げる者で次に掲げるものに対する貸付けにあつては、2

億円

ア 農業を営む農事組合法人、株式会社、持分会社その他農業者が組織する法人
イ アに掲げる者のほか、農業者で、都道府県知事はその者の農業経営の規模等を
勘案し特に必要と認めて承認したもの

ウ 集落営農組織及び1の(7)に掲げる農業を営む任意団体

(2) 農業参入法人に対する貸付けにあつては、1億5,000万円

(3) (1)及び(2)以外の者に対する貸付けにあつては、1,800万円

5 償還期限及び据置期間

一般資金の償還期限は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

(1) 認定新規就農者 償還期限17年（小土地改良資金を含む場合は18年）、据置期間5年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年）

(2) (1)以外の者 償還期限15年、据置期間3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年、認定農業者等については7年）

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

一般資金の貸付利率は、Iの6に掲げるとおりとする。

7 融資率

(1) 一般資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成、復旧又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

(2) 認定農業者等に係る融資率の特例

認定農業者等が農業経営改善計画に即して農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合等（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

(3) 集落営農組織等に係る融資率の特例

集落営農組織等が農業経営の展開を図るのに必要な一般資金を借り入れる場合（農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合を除く。）の融資率は、(1)にかかわらず、100分の100以内とする。

なお、この融資率の特例は、貸付額が3,600万円に達するまでに限り適用するものとする。

Ⅲ 共同利用事業向け資金

1 貸付対象者

共同利用事業向け資金の貸付対象者は、次に掲げる者とする。

(1) 農業協同組合であって、次に掲げる要件を全て満たすもの

ア 法令違反や不祥事がないこと。

イ 国及び都道府県の行政検査並びに会計監査人又は農業協同組合連合会（農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第19条に規定する組織変更後の農業協同組合連合会をいう。）による監査で重大な指摘を受けていないこと。

ウ 農業協同組合の改革を着実に実践し、担い手を中心とする組合員のメリットが拡大していると認められること。

エ 営農指導事業及び農産物販売事業の充実に重点を置いていると認められること（これらの事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

オ 信用事業の自主ルールを尊重していること（信用事業を行っていない農業協同組合については、この限りでない。）。

カ 全体の収支又は信用事業及び共済事業以外の収支が赤字の場合は、施設・人員の整理等の赤字解消に向けた努力を積極的に行っていること。

キ 組合員のニーズを的確に把握し、それを着実に実行できる役員体制が確立していると認められること。

(2) 農業協同組合連合会であって、(1)のアからキまでに掲げる要件を全て満たすもの

(3) 農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は地方公共団体が主たる構成員若しくは出資者となっている団体又は基本財産の額の過半を拠出している法人であって次に掲げるもの

ア 農事組合法人（農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行うものを除く。）

イ 農業共済組合及び農業共済組合連合会

ウ 土地改良区及び土地改良区連合

エ たばこ耕作組合

オ 農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業、農産物の保管、運搬、販売その他の流通に関する事業、農業生産に必要な資材の製造の事業、農作業の受託の事業その他の農業の振興に資する事業（以下「農業振興事業」という。）を主たる事業として行う事業協同組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）、事業協同小組合（農業者がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）及び協同組合連合会（農業協同組合又は農業協同組合連合会がその連合会の議決権の過半数を有しているものに限る。）

カ 農住組合（農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会がその組合の議決権の過半数を有しているものに限る。）

キ 農業の振興を目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は地方公共団体が、一般社団法人にあつては総社員の議決権の過半数を有し、一般財団法人にあつては基本財産の額の過半を抛出しているもの（以下「農業振興一般社団法人等」という。）

なお、農業振興一般社団法人等のうち次の(ア)又は(イ)に掲げるもの以外に対する貸付けは、農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第2条の表の資金の種類欄に掲げる資金のうち、専ら農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用し、かつ、各種の農業施策の推進のために国又は地方公共団体が助成して行う事業又はこれと同種の事業に必要なものに限る。

(ア) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が総社員の議決権の過半数を有する一般社団法人

(イ) 農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が基本財産の額の過半を抛出している一般財団法人

ク 農業振興事業を主たる事業として営む株式会社であって、農業者、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫が、総株主の議決権（地方公共団体が有する議決権及び株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を有しているもの

ケ 農業振興事業を主たる事業として営む持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業者、農業協同組合又は農業協同組合連合会が業務を執行する社員の過半を占めているもの

コ 法人でない団体であって、農業者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他(ア)に掲げる事項について(イ)に掲げる基準に従った規約を有しているもの（Ⅱの1の(6)のア及び(7)に該当するものを除く。）

(ア) 事項

- ① 団体の目的
- ② 団体の意思決定の機関及びその決定の方法
- ③ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項
- ④ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合にはその徴収の方法

(イ) 基準

- ① 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
- ② 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
- ③ 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
- ④ 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項があらかじめ明らかになっていること。
- ⑤ 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、そ

の徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。

2 融資機関

共同利用事業向け資金の融資機関は、Ⅰの2に掲げるとおりとする。

3 資金使途

共同利用事業向け資金の使途は、次の資金とする。

- (1) 建構築物等取得等資金（復旧に必要な資金を除く。）
- (2) 果樹等植栽育成資金（果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の植栽又は育成に要する資金に限る。）
- (3) 家畜購入育成資金
- (4) 小土地改良資金（事業費1,800万円を超えない規模に限り、復旧に必要な資金を除く。）
- (5) 大臣特認資金（水田養殖施設取得等資金に限る。）
- (6) 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設（以下「農村環境整備施設」という。）であつて、診療施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、農村情報処理・通信施設（農事放送施設及び農業管理センターを含む。）、水道施設、下水道施設、託児施設、研修施設、集会施設、ガス供給施設、融雪・除雪用施設、農作業管理休養施設、農業者等健康増進施設、地域休養施設、生活改善センター、生活安全保護施設、集落道、廃棄物処理施設又は地域交流施設の改良、造成又は取得に要する資金（以下「農村環境整備資金」という。）

4 貸付限度額

共同利用事業向け資金の貸付限度額は、15億円（特別の理由がある場合において農林水産大臣が承認したときは、その承認した額）とする。

5 償還期限及び据置期間

共同利用事業向け資金の償還期限は15年（畜舎、果樹棚等（農産物の生産、流通又は加工に必要な施設をいう。）に係る建構築物等取得等資金又は農村環境整備資金を含む場合は20年）、据置期間は3年（果樹等植栽育成資金を含む場合は7年）の範囲内で、借入希望者の経営状況、融資対象施設の性質、規模、耐用年数等を総合的に勘案し、適正な期間を設定するものとする。

ただし、東日本被災農業者にあつては、償還期限及び据置期間について、それぞれ3年間延長するものとする（ただし、令和9年3月31日までの間に貸し付けられるものに限る。）。

注：償還方法については、原則として各年元本均等償還とするが、契約上の分割償還期日は、借入者の便宜を図り生産物代金の受領期を選ぶことが望ましい。

6 貸付利率

共同利用事業向け資金の貸付利率は、Ⅰの6に掲げるとおりとする。

7 融資率

共同利用事業向け資金の融資率は、資金の適正かつ効率的な運用を図る見地から都道府県知事が特に必要と認めた場合のほかは、当該資金に係る施設の改良、造成又は取得等に要する経費の額の100分の80以内とする。

なお、事業実施の結果、その事業費の額が利子補給承認申請書の添付書類に記載された金額を下回り、融資率が100分の80を超えることとなる場合において、必要やむを得ないと認められるときは100分の90以内とする。

第3 利子補給の措置等について

1 利子補給契約の締結

融資機関との利子補給契約の締結に当たっては、以下に留意するものとする。

なお、参考までに、利子補給規程例、利子補給契約書例及び利子補給承認申請書様式を別紙1から別紙3までに掲げる。

- (1) 近代化資金に係る利子補給事業を行おうとする場合には、あらかじめ利子補給規程を定める。
- (2) 都道府県が当該規程に基づき融資機関との契約を締結するときは、都道府県及び融資機関の立場を相互に尊重し、かつ、それぞれの実情に応じた内容の契約を締結する。

2 利子補給率

- (1) 近代化資金を貸し付けた融資機関に対して行う利子補給の率は、金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）と第2のⅠの6の貸付利率との差であり、基準金利については、農業協同組合等融資機関（第2のⅠの2に掲げる者をいう。以下同じ。）が近代化資金を円滑に融通し得るよう、農業協同組合等融資機関の調達コストや一般の金利動向を勘案して設定する必要がある。
- (2) 融資機関に対する利子補給率については、近代化資金が農業者に円滑に融通されるよう、(3)により国が連絡する基準金利を参考として適正な水準を設定する必要がある。
- (3) 基準金利については、従来どおり農林水産省が毎月、第2のⅠの6の貸付利率の見直しに合わせて見直し、都道府県に対して連絡する。

3 国の行う利子補給

法第3条の規定に基づき、国の利子補給を受けて農林中央金庫が行う近代化資金の貸付けは、原則として、借入者の業務区域が2県以上にまたがる農業を営む法人や全国段階の農業協同組合連合会の施設等、農業協同組合や信用農業協同組合連合会の貸付けにより難しい分野について、農林中央金庫がその貸付けを担当し、その資金需要に応じ、近代化資金の円滑な融通を図るためのものである。

したがって、都道府県内を業務区域とする農業者等（近代化資金の貸付対象者をい

う。以下同じ。) に対しては、各都道府県が利子補給措置を講じ、その資金需要に的確に応じることとする。

4 その他

第2のIの6に規定する貸付利率を引き下げるのに必要な額(ただし、貸付利率を2.0%引き下げるのに必要な額を限度とする。)を農業者等に対して行う助成については、担い手経営発展支援金融対策事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2598号農林水産事務次官依命通知)、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)及び東日本大震災復旧・復興農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3536号農林水産事務次官依命通知)に定めるところによる。

第4 留意事項

1 借入手続について

(1) 高度化資金及び一般資金の借入手続

高度化資金及び一般資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱(平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知)第3の定めるところに従い、借入者にとって最も適切な資金が迅速かつ的確に融通されるよう行う。

ただし、農村給排水施設取得等資金及び特定農家住宅資金を借り入れる場合については、次の(2)の規定による。

(2) 共同利用事業向け資金の借入手続

共同利用事業向け資金を借り入れる場合の借入申込手続については、農業経営改善関係資金基本要綱第3の規定にかかわらず、次の手続を参考に行うこととする。

ア 借入希望者は、借入申込書及び農業信用基金協会宛ての債務保証委託申込書(借入申込書を添付したもの)を融資機関に提出する。

イ 融資機関は、内容を審査の上、利子補給申請書を作成し、これに借入申込書(写し)を添付して、都道府県へ提出するとともに、債務保証委託申込書に意見書を添付し、農業信用基金協会へ送付する。

ウ 都道府県は、内容を審査の上、利子補給の承認の決定を行い、融資機関及び農業信用基金協会にその旨を通知する。

エ 農業信用基金協会は、融資機関から提出された書類に基づき、審査の上、保証を承諾することを決定したときは、その融資機関に承諾の通知書を交付するとともに、借入申込者にその旨を通知する。

また、農業信用基金協会は、借入申込者が保証の承諾を受けた資金を借り入れようとする時に提出する債務保証委託証書を受理したときは、直ちに債務保証書を融資機関に交付する。

オ 融資機関は、これらの決定に基づき、貸付けの承諾の決定を行い、これを実行したときは、その旨を都道府県及び農業信用基金協会に通知する。

ただし、アからオまでにおいて債務保証を要しない場合には、債務保証委託その他の債務保証に必要な手続を要しない。

カ エの農業信用基金協会が行う債務保証委託申込みに係る承諾の通知書及び債務保証書の交付については、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって受信者において具体的内容が確実に記録されるものをいう。）により行うことができるものとする。

2 貸付けに関する手続のタイミング

近代化資金の貸付けに関する手続のタイミングについては、次の点に十分配慮するものとする。

- (1) 借入希望者は実際に資金を必要とする時期（農業者等が当該資金を使って農機具等を購入する時期をいう。以下同じ。）より極力早い時期に借入申込手続を開始することが望ましい。
- (2) 融資機関は、借入申込書に記載された資金必要年月を再確認すること等により、農業者等が実際に資金を必要とする時期に合わせて貸付けを行い、借入者が近代化資金を借り入れた後資金を滞留することのないよう周知徹底を図る。

3 補助金との関係

- (1) 国又は地方公共団体の補助金（交付金を含む。以下同じ。）の交付決定を受けた事業について、補助残事業費部分に充てるため近代化資金を融通することは差し支えない。この場合において、融資率は、事業費の総額に対して適用することができる。
- (2) 近代化資金の借入れにより行った事業につき、国又は地方公共団体の補助金の交付決定を受け、近代化資金の借入額及び補助金の合計額が事業費の総額を超える場合は、償還期限にかかわらず、交付のあった後、これを遅滞なく、借入金債務の弁済に充てる必要がある。

4 納付金

法第6条の規定による政府の補助（農業信用保証保険法(昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。)附則第5条第1項の規定による同項の権利及び義務の承継に係る都道府県が保証保険法による改正前の農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第3条第1項の規定により受けた政府の補助を含む。)を受けて都道府県が出資した農業信用基金協会が解散した場合又は当該協会が近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合は、法第7条の定めるところにより一定の金額を政府に納付することとなるが、その際の手続等については、将来具体的な必要を生じた際所要の法令上の措置を講ずることとしている。

5 クイック融資

都道府県においては、クイック融資（担い手が営農に伴い必要とする小口資金について、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用して無担保・無保証人での融資の可否を判断する仕組みをいう。以下同じ。）の際の利子補給の承認事務が適切に実

施されるために、農業経営改善関係資金基本要綱第3の3の(3)及び(4)に規定する経営改善資金計画書に係る認定に関して、次に掲げる措置が講じられるよう、別途定めておくことが望ましい。

- (1) 特別融資制度推進会議設置要綱(平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。)第3の3の(1)により委任を受けた融資機関(以下「受任融資機関等」という。)は、都道府県に対して利子補給の承認申請を行えば、当該申請が承認される前であっても、クイック融資による貸付けを行うことができること。
- (2) 都道府県の利子補給が承認されない場合には、第2のIの6の貸付利率が変更されることがあることについて、受任融資機関等から、クイック融資による借入れを希望する者に対し、説明が行われること。
- (3) 受任融資機関等により、クイック融資の貸付決定が行われたことは、当該決定が行われた営業日中に都道府県に対し通知されること。

6 地方税法の特例

農業協同組合等が、法第2条第3項に規定する近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する施設、家屋、機械等を取得した場合には、以下のとおり、地方税法の特例が適用される。

(1) 不動産取得税

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、たばこ耕作組合又はたばこ耕作組合連合会が近代化資金の貸付けを受けて農業者の共同利用施設に供する保管、生産又は加工の用に供する家屋を取得した場合の当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、価格に当該施設の取得価格に対する当該貸付けを受けた額の割合(当該割合が2分の1を超える場合にあっては2分の1)を乗じて得た額を価格から控除することとされている(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第11条第10項並びに地方税法施行令(昭和25年政令第245号)附則第7条第13項及び第14項)。

(2) 固定資産税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業協同組合法第72条の10第1項第1号に規定する事業を行う農事組合法人に限る。)が近代化資金の貸付けを受けて共同利用に供する機械及び装置(1台又は1基の取得価額(総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下同じ。)が330万円以上のものに限り、農村環境整備施設に係るものであって総務省令で定めるものを除く。以下同じ。)を取得した場合の当該機械及び装置に対して課する固定資産税の課税標準は当該機械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間に限り当該機械及び装置の価格の2分の1の額とすることとされている(地方税法附則第15条第33項及び地方税法施行令附則第11条第37項から第39項まで)。

ただし、平成16年4月1日以後に取得された当該機械及び装置に対して課する平成17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成16年3月31日以前に取得された当該機械及び装置に対して課する固定資産税については、その取得価

額が 290 万円以上（平成 14 年 3 月 31 日以前に取得されたものにあつては 260 万円以上）のものに対し上記の課税標準の特例措置を適用することとされている（地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成 16 年政令第 108 号）附則第 4 条第 4 項）。

(3) 事業所税

農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人が共同利用に供する施設のうち、生産の用に供するもの又は近代化資金の貸付けを受けて設置されるもので保管、加工若しくは流通の用に供するもの、農林水産業者の研修のための施設及び農林水産業に関する試験研究のための施設に係る事業所床面積及び従業者給与総額に対しては、事業所税を指定都市等は課することができないこととされている（地方税法第 701 条の 34 第 3 項第 12 号、地方税法施行令第 56 条の 28 及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 4）。

7 東日本大震災の被災者等に係る印紙税法の特例

第 2 の 1 の 2 に規定する融資機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して行う近代化資金の貸付け（当該融資機関が行う他の近代化資金の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う近代化資金の貸付けに限る。）に係る印紙税法（昭和 42 年法律第 23 号）別表第 1 第 1 号の課税物件の物件名の欄 3 に掲げる消費貸借に関する契約書のうち、平成 23 年 3 月 11 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間に作成されるものについては、印紙税を課さないこととされている（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 47 条及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成 23 年政令第 112 号）第 37 条第 1 項第 6 号及び第 2 項第 7 号）。

第 5 モニタリングの実施について

- 1 農林水産省は、税源移譲後における都道府県の近代化資金に係る利子補給事業の実施状況、予算措置状況、貸付実績等を把握するため、都道府県に対して定期的に報告を求めるものとする。
- 2 農林水産省は、近代化資金を貸し付ける融資機関に対し、都道府県の利子補給の実施状況に関する意見等を求めるものとする。
- 3 農林水産省は、1 及び 2 により求めた資料を基に、都道府県及び融資機関との近代化資金制度の運営についての意見交換を行い、また、必要に応じ、都道府県に対して農業者等の資金需要に的確に応える事業の実施のための要請を行うものとする。
- 4 モニタリングの具体的な実施方法は、その実施に際して、併せて別途定めて通知するものとする。

附 則 （改正平成 18 年 3 月 30 日 17 経営第 6936 号）

このガイドラインは、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 22 年 4 月 1 日 21 経営第 6885 号）

- 1 このガイドラインは、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成 23 年 4 月 1 日 22 経営第 7268 号）

- 1 このガイドラインは、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 このガイドラインの施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成 23 年 5 月 2 日 23 経営第 248 号）

- 1 このガイドラインは、平成 23 年 5 月 2 日から施行し、平成 23 年 3 月 11 日から適用する。

附 則 （平成 23 年 11 月 21 日 23 経営第 2222 号）

この通知は、平成 23 年 11 月 21 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 4 月 6 日 23 経営第 3562 号）

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 5 月 11 日 24 経営第 367 号）

この通知は、平成 24 年 5 月 11 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 （平成 24 年 5 月 22 日 24 経営第 498 号）

この通知は、平成 24 年 5 月 22 日から施行し、平成 24 年 5 月 6 日から適用する。

附 則 （平成 24 年 8 月 13 日 24 経営第 1574 号）

この通知は、平成 24 年 8 月 13 日から施行し、平成 24 年 6 月 8 日から適用する。

附 則 （平成 25 年 4 月 1 日 24 経営第 3672 号）

この通知は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 25 年 8 月 26 日 25 経営第 1651 号）

この通知は、平成 25 年 8 月 26 日から施行し、平成 25 年 6 月 8 日から適用する。

附 則 （平成 25 年 10 月 15 日 25 経営第 2004 号）

この通知は、平成 25 年 10 月 15 日から施行し、平成 25 年 9 月 15 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 2 月 27 日 25 経営第 3421 号）

この通知は、平成 26 年 2 月 27 日から施行し、平成 25 年 11 月 11 日から適用する。

附 則 （平成 26 年 4 月 1 日 25 経営第 3637 号）

1. この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行の日（以下「施行日」という。）前に利子補給承認が行われた農業近代化資金及び施行日前に農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成 25 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）附則第 8 条第 1 項に規定する旧就農促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者（改正法附則第 8 条第 3 項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に利子補給承認が行われる農業近代化資金についてのこの通知による改正後の農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドラインの規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 27 年 4 月 1 日 26 経営第 3307 号）

この通知は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 2660 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 4 月 1 日 27 経営第 3214 号）

この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 3 月 31 日 28 経営第 3060 号）

この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 3 月 30 日 29 経営第 3417 号）

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 31 年 3 月 29 日 30 経営第 3001 号）

1. この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （令和 2 年 3 月 30 日 元経営第 3174 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 29 日 2 経営第 3116 号）

1. この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
2. この通知の施行の日前に、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第 111 条に基づき、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係の施行等に関する政令第 3 条第 1 項に規定する者に対して農業近代化資金の貸付けの決定が行われた場合のこの通知による改正後の第 2 の 5 の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和４年３月３１日３経営第３１６６号）
この通知は、令和４年４月１日から施行する。

附 則 （令和５年３月３１日４経営第３１６４号）
この通知は、令和５年４月１日から施行する。

附 則 （令和６年３月２９日５経営第３１７１号）
この通知は、令和６年４月１日から施行する。

- 附 則 （令和７年３月３１日６経営第３２５１号）
- 1 この改正は、令和７年４月１日から施行する。
 - 2 この通知の改正前の利子補給の承認に係る農業近代化資金については、なお従前の例による。

附 則 （令和８年３月３１日７経営第３０３４号）
この通知は、令和８年４月１日から施行する。

- 附 則 （令和８年９月２８日８経営第１４１１号）
- 1 この通知は、令和８年１０月１日から施行する。
 - 2 この通知の施行前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。ただし、この通知の施行の際現にある農業近代化資金の貸付金残高については、この通知による改正後に貸し付けられる農業近代化資金の貸付金残高と通算するものとする。

別紙 1

〇〇県（都道府）農業近代化資金利子補給規程例

（利子補給）

第 1 条 県（都道府）は、農業近代化資金融通法（昭和 36 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）を貸し付ける法第 2 条第 2 項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、この規程の定めるところにより当該近代化資金に係る利子補給金を交付する。

（近代化資金の利子補給率）

第 2 条 前条の近代化資金の利子補給率は、次のとおりとする。

	法第 2 条第 2 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 1 号に掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合	法第 2 条第 2 項第 2 号から第 5 号までに掲げる融資機関が同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに掲げる者に貸し付ける場合
利子補給率	年〇分〇厘〇毛	年〇分〇厘〇毛	年〇厘

（利子補給契約書）

第 3 条 第 1 条の利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によって行うものとする。

（利子補給金の額）

第 4 条 第 1 条の規定により交付する利子補給金の額は、毎年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 7 月 1 日から 12 月 31 日までの各期間における近代化資金につき、第 2 条に規定する利子補給率毎に算出した融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）に対し、それぞれ当該利子補給率の割合で計算した金額の合計額とする。

（利子補給金の支払）

第 5 条 県（都道府）は、融資機関から利子補給の請求があった場合において、知事が適当であると認めたときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。

（利子補給金の打ち切り等）

第 6 条 県（都道府）は、県（都道府）の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切ることができるものとする。

2 県（都道府）は、融資機関の責に帰すべき事由により融資機関がこの規程又はこの規程に基づく契約の条項に違反したときは、融資機関に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができるものとする

る。

(報告の徴収等)

第7条 融資機関は、知事が当該融資機関の行った第1条の利子補給に係る近代化資金の融資に関し報告を求めた場合又はその職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、 年 月 日から施行する。
- 2 この規定の施行の際、現に利子補給について県（都道府）知事の承認の行われている近代化資金については、なお従前の例による。

利子補給契約書例

〇〇県（都道府）（以下「甲」という。）と、融資機関名（以下「乙」という。）とは、乙が貸し付ける農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する農業近代化資金（以下「近代化資金」という。）につき、甲が乙に対し補給金を交付するについて、次の条項を契約する。

- 第1条** 甲は、乙の融資に係る近代化資金につき、〇〇県農業近代化資金利子補給規程（以下「利子補給規程」という。）の定めるところにより乙に対し利子補給金を交付する。
- 第2条** 乙の貸付けに関し、甲の行う利子補給は、乙の利子補給承認申請書に基づき、甲が利子補給承諾書を交付することによって行うものとする。
- 第3条** 乙は、前条の利子補給承諾書の交付を受けたときは、その日から〇月以内に貸付けを行わなければならない。ただし、甲の利子補給に係る資金を借り受けようとする者の事情により乙が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 第4条** 乙の貸付けの弁済期限等の変更に基づく甲の利子補給の変更は、乙の利子補給変更承認申請書に基づき、甲が利子補給変更承諾書を交付することによって行うものとする。
- 第5条** 乙は、第3条の規定による貸付けを行ったとき、又は前条の規定により甲の利子補給に係る貸付けの弁済期限等を変更したときは、遅滞なく、その旨を甲に対し報告するものとする。
- 第6条** 甲が乙に対して交付する利子補給金の額は、利子補給規程第4条に規定する方式により算出した額とする。
- 第7条** 乙は、甲に対し利子補給金を請求するときは、利子補給規程第4条に規定する1月1日から6月30日までの期間に係る利子補給金についてはその年の7月中旬に、7月1日から12月31日の期間に係る利子補給金についてはその翌年の1月中旬に、利子補給金請求書により行うものとする。
- 第8条** 甲は、乙から前条の請求書を受領したときは、その日の属する月の翌月中にこれを支払うものとする。
- 2 甲が前項の支払を遅延したときは、支払期限の翌日から支払をする日までの期間の日数に応じ、年〇パーセントの割合をもって計算した遅延損害金を乙に支払うものとする。
- 3 前項の規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。
- 第9条** 乙は、甲の利子補給に係る貸付債権の回収状況に関し、毎年1月1日から6月30日まで及び7月1日から12月31日までの各期間ごとにつき、第7条に規定する利子補給金請求書に添付して甲に対し報告するものとする。
- 第10条** 乙は、常に甲の利子補給に係る貸付債権の保全に必要な注意を払わなければならない。
- 第11条** 甲は、甲の利子補給に係る資金を借り受けた者がその借入金を目的以外の目的に使用したときは、乙に対する利子補給金を打ち切ることができる。
- 2 甲は、乙の責に帰すべき事由により乙が利子補給規程又はこの契約の条項に違反したときは、乙に対する利子補給金を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。
- 第12条** 乙は、甲の利子補給に係る資金の融資に関し甲が報告を求めた場合又は甲の職員をして当該融資に関する帳簿、書類等を調査させることを必要とした場合には、これに協力しなければならない。
- 第13条** この契約の内容に変更を加えようとするときは、その都度甲乙両者の協議により定めるものとする。
- 第14条** この契約に疑義を生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙両者の協議により定めるものとする。
- 第15条** この契約書は、2通作成し、甲及び乙において各1通を保有するものとする。

年 月 日

〇〇県（都道府）知事 氏 名

融資機関代表 氏 名

利子補給承認申請書様式例

農業近代化資金利子補給承認申請書 ○○県（都道府）知事殿 年 月 日 住 所 申請者 融資機関名 代表者 役職 ○○○○ 下記の農業近代化資金の貸付けについて、利子補給を受けたいので申請します。										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">○○県（都道府）受理</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第</td> <td style="text-align: center;">号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月 日</td> </tr> </table>		○○県（都道府）受理		第	号	年	月 日
○○県（都道府）受理																	
第	号																
年	月 日																
貸付けの 相手方	資金名	貸 付 予定額	資金 使 途	貸付予定時期	貸付 利率	利 子 補給率	据置 期間	償還 期間	債務保証委託		備 考	○○県（都 道府）の決定					
				年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日 年 月 日	分 厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	分 厘 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・											

注 (1) 債務保証委託は、○○県（都道府）農業信用基金協会に対するもの。
 (2) 農業近代化資金借入申込書の写を添付すること